○常滑市母子·父子家庭医療費支給条例 平成20年3月28日条例第6号

改正

平成20年9月26日条例第37号 平成26年9月19日条例第29号 平成28年3月24日条例第23号

常滑市母子・父子家庭医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持及び 増進を図るため、医療費を支給し、もって母子家庭及び父子家庭の福祉の向上に寄与することを 目的とする。

(受給資格者)

- 第2条 <u>この条例により、母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格</u>者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1 項に規定する配偶者のない女子であって、18歳以下の者(18歳の者にあっては、18歳に達した 日の属する年度の末日までを18歳以下のものとし、同日以後引き続いて小学校(義務教育学校 の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等 教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者を含む。以下「児童」 という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)
 - (2) <u>法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、児童を現に扶養しているもの(以</u>下「父子家庭の父」という。)
 - (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童
 - (4) 父母のない児童

(居住地特例)

第3条 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この 条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」とい う。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者につ いては、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条各号に該当 する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者としない。

(適用除外)

- 第4条 第2条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格 者としない。
 - (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)であって、前年(1月から7月までの間にあっては、前々年とする。以下同じ。)の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者(母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条による支援給付を受けている者
 - (5) 常滑市子ども医療費支給条例(平成20年常滑市条例第4号)の規定の適用を受けることができる者であって、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの及び常滑市障がい者医療費支給条例(平成20年常滑市条例第5号)により医療費の支給を受けることができる者
 - (6) 法令の規定により、この条例と同等の医療に関する給付を受けることができる者
- 2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算の例による。

(支給の範囲)

第5条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定によ

る医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による当該医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を母子・父子家庭医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

- 第6条 市長は、受給資格者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において医療を受けた場合には、母子・父子家庭医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 2 前項の規定により支払があったときは、受給資格者に対し、母子・父子家庭医療費の支給があったものとみなす。

(受給者証)

- 第7条 この条例による母子・父子家庭医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、 市長に申請し、規則の定めるところにより、母子・父子家庭医療費の支給を受ける資格を証する 母子・父子家庭医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、前条第1項の規定により 母子・父子家庭医療費の支給を受けようとする場合は、医療機関等において診療、薬剤の支給又 は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(届出義務)

- **第8条** 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき又は母子・父子家庭医療費の支給事由が 第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならな い。
- 2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに市長に届け出 るとともに受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第9条 市長は、母子・父子家庭医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付

を受け、若しくは受けようとする者又は母子・父子家庭医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給者が母子・父子家庭医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、母子・父子家庭医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した母子・父子家庭医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により母子・父子家庭医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた母子・父子家庭医療費の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 この条例により母子・父子家庭医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供する ことができない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、母子・父子家庭医療費の支給について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後4年(出生の日が月の末日以外の日である場合にあっては、出生の日以後4年を経過する日の属する月の末日)を経過した者のうち、廃止前の常滑市福祉医療費支給条例(昭和57年常滑市条例第33号。以下「旧条例」という。)第2条第3号の規定による受給資格者は、第4条第1項の規定にかかわらず、母子・父子家庭医療費の受給資格者とする。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第4条第1項の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、 第7条第1項の規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第4条第1項の規定により交付された受給者証は、第7条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。
- 5 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、

なお従前の例による。

6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、受給資格者としない。

附 則 (平成20年9月26日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、(中略)第2条の規定による改正後の常滑市母子家庭等医療費支給条例の規定(中略)は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月19日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(常滑市子ども医療費支給条例の一部改正)

2 常滑市子ども医療費支給条例(平成20年常滑市条例第4号)の一部を次のように改正する。 次のよう(略)

(常滑市精神障がい者医療費支給条例の一部改正)

3 常滑市精神障がい者医療費支給条例の一部改正(平成20年常滑市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次のよう (略)

附 則 (平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○常滑市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則

平成20年3月31日規則第16号

改正

平成23年3月4日規則第2号

平成23年12月27日規則第40号

平成26年9月30日規則第25号

常滑市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

- 第2条 条例第2条において規則で定める法令とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(受給者証の交付申請)

- 第3条 条例第7条第1項の母子・父子家庭医療費受給者証(様式第1。以下「受給者証」という。)の 交付を受けようとする者は、母子・父子家庭医療費受給者証交付・更新申請書(様式第2)に受給資 格者であることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したと きは、受給者証を交付するものとする。
- 3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日)以後最初に到来する7月31日(その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。)までとする。

(受給者証の更新申請等)

第4条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、有効期限後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、母子・父子家庭医療費受給者証交付・更新申請書に有

効期限後も引き続き受給資格者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3 項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日(その者がその日において受給資格者でない 場合は、受給資格者となった日)」とあるのは、「前回の有効期限の翌日」と読み替えるものとする。
- 3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

- 第5条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、母子・父子家庭医療費受給者証 再交付申請書(様式第3)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。
- 2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えなければな らない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを 市長に返還しなければならない。

(医療費支給申請)

- 第6条 条例第5条第1項の母子・父子家庭医療費(以下「医療費」という。)の支給を受けようとする 者は、母子・父子家庭医療費支給申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該医療費について条例第5条第1項に規定する医療に関する給付が行われた ことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなけれ ばならない。

(医療費の請求)

- 第7条 条例第6条第1項の規定により市長から支払いを受ける医療機関等は、母子・父子家庭医療費請求書を市長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(変更事項の届出)

- 第8条 条例第8条第1項における規則で定める事項とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 受給者の氏名
 - (2) 受給者の住所
 - (3) 条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者等」という。)、当該保険者等の名称、事業所の所在地又は給付の内容

- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する被保険者である受給者にあっては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員又は当該世帯主若しくは組合員の氏名、住所、 又は被保険者証の記号番号
- (5) 社会保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者である受給者にあっては、被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号
- (6) 社会保険各法に規定する被扶養者である受給者にあっては、受給者が被扶養者となっている被保 険者、組合員若しくは加入者又は当該被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名又は被保険者 証、組合員証若しくは加入者証の記号番号
- 2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から起算して14日以 内に母子・父子家庭医療費受給資格等変更届(様式第5)に、当該変更のあったことを証する書類を 添えて、市長に届け出なければならない。

(資格喪失の届出)

第9条 受給者証の交付を受けた者が条例第2条第1号の規定に該当しなくなったとき、又は条例第4 条の規定に該当するに至ったときは、速やかに、母子・父子家庭医療費受給資格喪失届(様式第6) により、市長に届け出なければならない。

(受給者証の添付)

第10条 前2条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添える ことができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証に代 えることができる。

(第三者行為の届出)

- 第11条 医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者は、第三者行為による被害届により、速やかに、市長に届け出なければならない。 (添付書類の省略)
- 第12条 市長は、この規則に規定する申請書又は届書に添えて提出する書類等の証明すべき事実を公簿 等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

(母子・父子家庭医療費に関する処分の通知)

第13条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知する ものとする。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由 を付記するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月4日規則第2号)

この規則は、平成23年3月7日から施行する。

附 則(平成23年12月27日規則第40号)

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の常滑市予算決算会計規則、第3条の規定による改正前の常滑市子ども医療費支給条例施行規則、第4条の規定による改正前の常滑市障がい者医療費支給条例施行規則、第5条の規定による改正前の常滑市母子家庭等医療費支給条例施行規則及び第6条の規定による改正前の常滑市精神障がい者医療費支給条例施行規則の規定に基づき作成されている帳票は、当分の間使用することができる。

附 則(平成26年9月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の常滑市母子家庭等医療費支給条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸様式は、改正後の常滑市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則の規定にかかわらず、 当分の間、使用することができる。

様式第1(第3条関係)

様式第2(第3条、第4条関係)

様式第3(第5条関係)

様式第4(第6条関係)

様式第5 (第8条関係)

様式第6 (第9条関係)